

総合評価落札方式（施工能力評価型） 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本工事は、価格と価格以外の要素（競争参加者の施工能力など）を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅰ型）とする。

本工事は、令和7年度予算が成立し、支出負担行為計画示達がなされることを条件とした入札であり、予算成立の事情により本工事の入札期限・開札日時を変更する場合や取りやめる場合がある。

本工事は、契約を締結した年度を含めた2ヶ年度において、設備の機器製作及び据付調整工事（以下「工事」という。）を行い、当該設備について引渡しを行った後、3ヶ年度にわたり役務の提供として当該設備の点検等の維持管理（以下「維持管理」という）を行う維持管理付き工事の試行工事である。なお、本試行においては、工事に係る設備の引き渡し時にその支払い額を明確にするため、工事及び維持管理に係る請負代金額については、受発注者間の協議により合意した金額を総価契約の内訳として契約書に記載するものとする。なお、内訳の金額が合意に至らない場合は、発注者が定めた金額とする。

令和7年1月24日

支出負担行為担当官
近畿地方整備局長
長谷川 朋弘

1. 工事の概要等

1.1 工事名 真名川ダム管理用制御処理設備設置工事（電子入札対象案件）
（電子契約対象案件）

1.2 工事場所 福井県大野市下若生子25字水谷1-36他

1.3 工事概要

ダム管理用制御処理設備の更新、遠隔設備の新設

電子応用設備（機器単体）

ダム・堰放流制御設備 1式

電子応用設備

ダム・堰放流制御設備設置工 1式

ダム・堰放流制御設備撤去工 1式

システム・インテグレーション 1式

配管・配線工 1式

配管・配線撤去工 1式

輸送工 1式

- 1.4 工期** 契約締結日の翌日から令和 12 年 3 月 31 日までのうち、
工事に係る工期
令和 7 年 5 月 24 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
(余裕期間：契約締結日の翌日から令和 7 年 5 月 23 日まで)
維持管理に係る履行期間
令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

1.5 試行等の対象工事

本工事における試行等の対象工事は、入札説明書（個別事項）によるものとする。

2. 競争参加資格に関する事項

競争参加資格者は、次のすべての事項に該当する者とする。

2.1 企業に対する要件

2.1.1 予算決算及び会計令

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）
第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

2.1.2 一般競争（指名競争）参加資格

近畿地方整備局における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格「通信設備工事」の認定を受けていること及び令和 7・8・9 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の近畿地域又は東海・北陸地域の競争参加資格を有するものであること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）。

2.1.3 会社更生法

会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

2.1.4 建設業法に基づく許可

建設業法に基づく「電気通信工事業」の許可を受けている本店、支店又は営業所が福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県又は和歌山県のいずれかにあること。また、上記の許可にかかる経営事項審査を受けていること。

なお、経常建設共同企業体（以下「経常 JV」という。）については、経常 JV の所在地が上記の府県内にあること。

2.1.5 同種工事の実績

(1) 工事実績

平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 1) の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「同種工事の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施

工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

1) ダム又は堰の管理用制御処理設備を設置した工事。

なお、経常 JV にあっては、構成員のうちの 1 社が平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した同種工事の実績を有するとともに、その他の構成員が平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記 2) の要件を満たす工事（発注機関は問わない。）の施工実績（以下「その他構成員の実績」という。）を有すること（甲型共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての実績は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。また、事業協同組合構成員の実績は認められない。）。

2) 建設業法でいう「電気通信工事業」に該当する工事。

同種工事の実績及びその他構成員の実績が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、低入札価格調査制度調査対象工事（以下「低入札工事」という。）以外の工事にあつては、工事成績評定点が 65 点未満でないことで実績とする。また、低入札工事にあつては工事成績評定点が 70 点未満でないことで実績とする。

(2) コロナ通知に基づく一時中止等

申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事が「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（以下、「コロナ通知」という。）に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても実績として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで実績として認めない。

2.1.6 工事成績評定の平均点

令和 4 年度及び令和 5 年度の全工種において、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における各年度の工事成績評定の平均点がどちらも 60 点未満の場合は欠格とする。

2.1.7 指名停止措置

申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

2.1.8 新たな工事への参入制限

申請書及び資料の提出期限の日において、低入札工事を受注したことにより、近畿地方整備局が発注する新たな工事への参入を制限されていないこと。

2.1.9 国土交通省発注工事等からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、

国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

2.1.10 入札説明書等のダウンロード

入札参加希望者の代表者又は代理権限のある名義人の IC カードにより電子入札システムからダウンロードした当該工事の入札説明書及び図書等に基づき申請書及び資料を作成すること（ただし、電子記録媒体（CD-R 又は DVD-R）を下記 4.1（1）に提出することにより電子データの交付を受け、申請書及び資料を作成した者も可とする。）。

2.1.11 経常 JV としての申請書及び資料の提出

経常 JV として申請書及び資料を提出した場合、その構成員は、単体として申請書及び資料を提出することはできない（事業協同組合についても、同様とする。）。

2.1.12 設計業務等受託者との関連

本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

2.1.13 入札参加者間の関係

入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

2.1.14 施工計画

当該工事の施工計画の提出にあたっては、入札説明書及び図面等を参考として、適切に立案し、その内容を示した申請書及び資料を提出すること。
なお、資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。

2.2 工事配置予定技術者に対する要件

工事に係る履行期間である令和 7・8 年度において、次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「工事配置予定技術者」という。）を当該工事に配置できること。ただし、請負金額が 4,000 万円以上の場合は、現場施工期間については専任で配置できること。（現場施工期間は令和 8 年 8 月から令和 9 年 3 月を予定している。）

なお、製作現場（工場）の工事配置予定技術者と施工現場の工事配置予定技術者は同一でなくてもよいが、同一でない場合は、それぞれが次の基準を満たすこと。

ただし、製作現場（工場）の工事配置予定技術者は下記 2.2.2 の同種工事の経験は必要としない。

なお、本工事は余裕期間を設定した工事であり、余裕期間内は、監理技術者又は主任技術者等の配置を要しない。

経常 JV にあっては、構成員のうちの 1 社が下記 2.2.1 から 2.2.4 までの基準を満たす工事配置予定技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が 4,000 万円以上の場合は、現場施工期間については専任で配置）できるとともに、その他の構成員も下記 2.2.1 から 2.2.4 （2.2.2 同種工事の経験を除く）までの基準を満たす工事配置予定技術者を当該工事に配置（ただし、請負金額が 4,000 万円以上の場合は、現場施工期間については専任で配置）できること。

なお、申請書及び資料の提出時に工事配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者とすることができが、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を工事配置予定技術者とする事で競争参加資格を認めるものとする。

2.2.1 工事配置予定技術者の資格等

工事配置予定技術者は以下の資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

（監理技術者を配置する場合）

1 級電気通信工事施工管理技士

（主任技術者を配置する場合）

2 級電気通信工事施工管理技士

2.2.2 工事配置予定技術者の工事経験

（1）工事経験

平成 21 年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記ア）又はイ）のうち、いずれか 1 つの工事又は製造の経験（発注機関は問わない。）（以下「同種工事の経験」という。）を有する者であること（甲型共同企業体構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のもの、乙型共同企業体構成員としての経験は、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事のものに限る。）。

ア）ダム又は堰の管理用制御処理設備を設置した工事。

イ）河川（ダム、堰含む）又は道路管理用情報処理設備を設置した工事又は製造契約。

なお、明示した同種工事の経験に携わっていたことが確認できる工事に限る。

同種工事の経験が、国土交通省大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注の工事（いずれも港湾空港関係を除く。）である場合は、工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。なお、低入札工事にあっても同様に工事成績評定点が 65 点未満でないことで経験とする。

（2）長期休暇期間

工事従事期間に 1 年以上の産前・産後・育児休業、介護休業及び傷病休業（以下、「長期休暇」という。）を取得した場合は、長期休暇期間に相当する期間を実績として評価する期間に加えることができる。

（3）コロナ通知に基づく一時中止等

申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了する予定であった工事がコロナ通知に基づく一時中止等を行ったことにより、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが完了していない場合においても経験として認める。ただし、コロナ通知に基づく一時中止等以降、新たな理由により工期を延期した場合、工事の完成、引渡しの完了まで経験として認めない。

2.2.3 監理技術者資格者証、講習修了証

工事配置予定技術者を監理技術者として配置する場合は、監理技術者資格者証（電気通信工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

2.2.4 直接的かつ恒常的な雇用関係

工事配置予定技術者（その他の構成員の工事配置予定技術者を含む）については、

直接的かつ恒常的な雇用関係（申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係）があること。

2.3 点検配置予定技術者

維持管理に係る履行期間である令和9・10・11年度において次の基準を満たす点検配置予定技術者を当該工事に配置できること。

なお、申請書及び資料の提出時に点検配置予定技術者の候補者を特定できない場合は、複数の候補者として行うことができる。その場合は、候補者毎にそれぞれ様式を作成すること。ただし、基準を満たすことが確認できない候補者がいた場合は、その候補者以外の者を点検配置予定技術者として競争参加資格を認めるものとする。

また、点検配置予定技術者を複数申請する場合は落札決定後に下記条件を満たす者を管理技術者として特定すること。

2.3.1 点検配置予定技術者に対する要件

維持管理に係る履行期間において、申請書及び資料の提出期限の時点で下記1)又は2)の条件を満たし、かつ下記3)の条件を満たし、令和9年4月1日時点で下記4)及び5)の条件を満たす管理技術者（以下「点検配置予定技術者」という。）を配置できること。

1) 上記2.2.1に掲げる要件及び上記2.2.2に掲げる経験を有する者。

2) 次の①から⑫までのいずれか1つの条件を満たす者

なお、業務経験は、情報処理設備の保守又は点検業務の実績（再委託の実績を含む）、又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事業」又は「電気通信工事業」の施工実績、並びに製造契約による実績とする。

①学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者。

②学校教育法による高等学校、専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後5年以上の業務経験を有する者。

③上記①及び②以外の者で、7年以上の業務経験を有する者。

④技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑤第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者。

⑥第一種電気主任技術者、第二種電気主任技術者、第三種電気主任技術者のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者。

⑦第一種電気工事士の資格を有する者。

⑧第二種電気工事士の資格を有し、業務経験が3年以上ある者。

⑨1級電気工事施工管理技士、2級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑩1級電気通信工事施工管理技士、2級電気通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑪工事担任者（第一級アナログ通信）、工事担任者（第一級デジタル通信）、工事担任者（総合通信）、工事担任者（旧AI第二種）、工事担任者（旧DD第二種）のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者。

⑫電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路

主任技術者)のいずれかの資格を有し、業務経験が3年以上ある者。

3) 点検配置予定技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(申請書及び資料の提出期限の日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。

4) 点検配置予定技術者の常駐場所が近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)にあること。

5) 点検配置予定技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、令和9年4月1日の時点で手持ち業務量(電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初契約金額の合計をいう。)は、2億円未満かつ5件以下であること(本工事における維持管理に係る部分を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む)。

点検配置予定技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、維持管理に係る履行開始までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

点検配置予定技術者の手持ち業務量は、令和9年4月1日から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で維持管理に係る履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下の(a)及び(b)の要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

(a) 点検配置予定技術者と同等の技術者資格(上記1)に記す要件又は上記2)①から⑫で規定している資格及び業務経験等)を有する者。

(b) 手持ち業務量が上記5)において設定している、点検配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

2.4 工事及び維持管理に係わる履行期間

工事に係る履行期間においては工事配置予定技術者及び現場代理人を配置し、維持管理に係る履行期間においては点検配置予定技術者を配置すること。

なお、維持管理に係る履行期間においては、点検配置予定技術者が業務の管理及び統括を行うものとし、その期間については本工事に係る工事配置予定技術者及び現場代理人の配置を要しないものとする。

3. 総合評価に関する事項

本工事の予定価格が1千万円以上の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式とする。

また、本工事の予定価格が1千万円未満の場合は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式とする。

3.1 技術評価項目

(1) 加算点

1) 施工能力等 40点

「企業の施工能力」及び「工事配置予定技術者の能力」について評価する。

(2) 施工体制評価点

1) 施工体制 30点

予定価格が1千万円以上の場合は、「施工体制確保の確実性」及び「品質確

保の実効性」について評価する。

3.2 落札者の決定方法

入札参加者は、次の（１）から（３）までのすべての要件に該当する者のうち、下記 3.3「総合評価の方法」によって算出された数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- （１）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- （２）上記 3.1「技術評価項目」の内容が適正であること。
- （３）評価値が、基準評価値に対して下回らないこと。

評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

3.3 総合評価の方法

（１）標準点

当該工事について入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

（２）加算点及び施工体制評価点

予定価格が 1 千万円以上の場合は、上記 3.1 の技術評価項目について、加算点及び施工体制評価点を与える。

予定価格が 1 千万円未満の場合は、上記 3.1 の技術評価項目について、加算点を与える。

（３）評価方法

予定価格が 1 千万円以上の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

予定価格が 1 千万円未満の場合は、価格及び価格以外の要素としての技術評価項目に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、標準点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

3.4 技術評価項目における記載内容の履行に関する事項

受注者の責めにより提案された技術評価項目が履行されない場合は、契約違反行為に該当することから、指名停止等の措置を講じることがある。

4. 入札手続等

4.1 担当部局

（１）申請書及び資料の提出等に関する事項の担当部局（担当部局 1）

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎 8 階

近畿地方整備局 総務部 契約課 契約第二係

電話 06-6942-1141（代） 内線 2531

メールアドレス kkr-keiyaku-keiyakukakari2@gxb.mlit.go.jp

（２）競争参加資格及び総合評価に関する事項の担当部局（担当部局 2）

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41 大手前合同庁舎 8 階

4.2 入札説明書及び図書等の交付期間及び交付場所

入札説明書及び図書等を電子入札システムにより交付する。

(電子入札システムの調達案件一覧中、本案件の「掲載文書一覧」欄から、ダウンロードすること。)

交付期間は、令和7年1月24日(金)から令和7年2月7日(金)までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで。

ただし、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、電子記録媒体(CD-R又はDVD-R)を下記(2)に持参することにより、電子データにて交付するので、下記(2)にあらかじめ申し出ること。

(1) 交付期間：令和7年1月24日(金)から令和7年2月7日(金)までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後5時00分まで。

(2) 申込先及び交付場所：上記4.1の担当部局1

(3) 交付申込期限：令和7年2月7日(金)正午まで。

4.3 申請書及び資料の提出期間、提出先及び提出方法

(1) 提出期間：令和7年1月27日(月)から令和7年2月10日(月)までの休日を除く毎日、午前9時15分から午後4時30分まで。

ただし、提出締切最終日は正午までとする。

(2) 提出先(紙入札方式の場合のみ)：

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎1階

近畿地方整備局 契約情報コーナー

電話 06-6942-1141 (代) 内線 2850

(3) 提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参すること。

4.4 入札書の提出方法及び入札・開札の日時並びに場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面により持参すること(郵送又はFAXによる提出は認めない。)

(1) 電子入札システムによる締切は、令和7年4月8日(火)正午まで。

(2) 書面により持参の場合は、令和7年4月8日(火)正午までに上記4.1の担当部局1に提出すること。

(3) 開札は、令和7年4月11日(金)午後3時30分 近畿地方整備局 総務部 契約課 入札室にて行う。

5. その他

5.1 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

5.2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行大阪支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 近畿地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁 近畿地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証の保証期間は、契約締結日の翌日から工期末日までを含むものとする。

5.3 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

5.4 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

5.5 工事配置予定技術者の確認

落札者決定後、工事实績情報システム（コリンズ）等により工事配置予定技術者（その他の構成員の工事配置予定技術者を含む）の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

5.6 点検配置予定技術者の確認

落札者決定後、別記入札説明書（個別事項）様式3-3又は様式3-5に記載した点検配置予定技術者を維持管理期間中に配置すること。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない。

5.7 専任技術者の配置

専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理（又は主任）技術者及び現場代理人とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

5.8 工事コスト調査

調査基準価格を下回った価格で契約する場合は、工事完成後に工事コスト調査を実施する。工事コスト調査に係る資料は、工事完成後30日以内に提出するものとし、提出されない場合や虚偽の記載が判明した場合は、工事成績評定点を10点減点し、さらに工事实績として認めない。

また、下請業者にしわ寄せが判明した場合や記載内容に誤り・齟齬・乖離が判明した場合は、その程度に応じて工事成績評定点を8点から3点の範囲で減ずる。な

お、調査結果については発注者において公表するものとする。

5.9 新たな工事への参入制限

調査基準価格を下回った価格で契約する場合においては、国土交通省近畿地方整備局発注の工事（港湾空港関係を除く。）における令和4年度及び令和5年度に完成した工事の工事成績評定の当該工事と同じ工事種別の平均点が70点未満の場合、当該工事の契約締結日から受注者が提出する完成通知書に記載の完成日（道路維持作業等の契約においては契約期間終了日）又は契約締結後1年を経過する日まで、近畿地方整備局が発注する新たな工事（当該工事と同じ工事種別に限る（少額工事も含む。）。）への参入を認めない。また、令和4年度及び令和5年度に完成した工事の工事実績がない場合は、70点未満と見なし同等に扱うものとする。

なお、当該工事と同じ工事種別は「通信設備工事」とする。

5.10 手続における交渉の有無 無。

5.11 契約書作成の要否 要。

5.12 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

5.13 施工体制確認のヒアリング

予定価格が1千万円以上の場合は、入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある（入札説明書参照）。

5.14 施工計画に対するヒアリング

提案された施工計画に対するヒアリングを行う場合がある。

5.15 関連情報を入手するための照会窓口

上記4.1に同じ。

5.16 一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2.1.2に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記4.3により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

5.17 詳細

詳細は入札説明書による。

以 上